第２号様式

法令適用事前確認手続　回答書

令和７年８月８日

行政書士
鈴木　隆広　殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和７年７月８日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

１　回答

照会のあった事実に関しては、貨物自動車運送事業法第３条の適用対象となると考えられる。

また、令和７年６月１１日公布の貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行日以降においては、照会のあった事実が貨物自動車運送事業法第３条の適用対象となる場合、当該運送の委託行為を行った者については、改正法第６５条の２の適用対象になると考えられる。

２　当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

本件運送行為については、当該事業者が他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して専ら廃棄物の収集・運搬行為を行っている場合には、貨物自動車運送事業法第３条の適用対象となりうる。

一方で、廃棄物処理事業者が自ら処理施設を保有し処理まで行うものであり、当該運送行為が廃棄物処理業の一環として密接不可分で、その業務の過程に包摂され、独立性を有しない場合には、貨物自動車運送事業法第３条の適用対象とならないと考えられる。

また、当該運送行為を委託した者については、貨物自動車運送事業法第３条の適用対象となる運送行為であることを知りながら、同条による許可を取得していない者に委託を行った場合は、改正法第６５条の２の適用対象となりうる。

なお、個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。